

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明

民法第750条は、「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めており、夫婦同姓が義務付けられている（夫婦同姓制度）。また、1947年夫婦同姓制度が取られてから現在まで、法律婚の95%以上の女性が氏を変えている。

氏は、名とともに、個人を特定するものとして機能をもつだけではなく、個人の尊重、個人の尊厳の基礎をなす個人の人格権の一内容にかかわる権利である。夫婦同姓を強制することは、婚姻に際し、夫婦の一方に、氏の変更を強制されない自由を不当に制限しており、憲法第13条に違反する。また、現実には、女性が氏を変更しており、これは、「女性の社会的経済的な立場の弱さ、家庭生活における立場の弱さ、種々の事実上の圧力など様々な要因のもたらすところであるといえるのであって、夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用しているのである。そうすると、その点の配慮をしないまま夫婦同氏に例外を設けないことは、多くの場合妻となった者のみが個人の尊厳の基礎である個人識別機能を損ねられ、また、自己喪失感といった負担を負うこととなり、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえない」（2015年最高裁判所大法廷判決岡部裁判官意見）のであって、明らかに女性に不利益を与える効果を生じさせ、著しい不均衡が生じている。

このように、夫婦別姓を望むものに夫婦同姓を強要させる現在の制度は、法の下の平等を保障する憲法第14条に違反し、婚姻の自由、夫婦同等の権利を保障する憲法第24条第1項、個人の尊厳と両性の本質的平等を定める憲法第24条第2項に違反する。

しかも1996年2月、法制審議会が「民法の一部を改正する法律要綱案」を答申し、選択的夫婦別姓を導入する内容の改正法案が作成されたにもかかわらず、長年にわたり、法案が国会に提出されないまま、放置されている。

また、日本は女性差別撤廃条約を批准しているところ、国際連合の女性差別撤廃委員会は、2003年以降3回にわたり総括所見において選択的夫婦別姓を実現するよう勧告したにもかかわらず、問題は放置され、2024年10月29日、4回

目の勧告が行われた。

そして、選択的夫婦別姓について、官民各種世論調査においても導入に賛成する意見が高い割合を占め、また、経済団体等からも要望されている。

このように、夫婦同姓を強要する民法第750条は、憲法に違反するものであり、また、社会が求める個人の自由、社会の多様性、女性の社会での活躍に反するものである。

当会は、民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓を直ちに実現するよう求めるものである。

2024（令和6）年11月29日

島根県弁護士会

会 長 桐 山 香代子